

# 県立3病院電子カルテシステム等更新業務委託企画提案競技

## 実施要領

### 1 目的

県立宮崎病院、県立延岡病院、県立日南病院（以下、「県立3病院」という）の現行電子カルテシステムは、ソフトウェアの10年継続稼働を前提として、平成25年2月に延岡病院、同5月に宮崎・日南病院にて稼働した。その後、平成31年には各病院にてハードウェア（サーバ、クライアント機器）の更新を実施している。なお、県立宮崎病院においては令和4年1月の新病院移転に伴い病床構成の再編、病床数の増加による端末数の増加、部門システムの増強を行っている。

現行電子カルテシステムは、ソフトウェアの保守期間が令和7年3月までとなっていることから、県立3病院では病院情報システム（電子カルテシステム及び部門システム）のハードウェア及びソフトウェア一式の更新を実施することを目的とする。

### 2 委託業務の内容

県立3病院電子カルテシステム等更新業務委託企画提案競技仕様書（以下「仕様書」という）による。

### 3 契約上限額（構築）

4,796,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

委託料は業務完了検査に合格した後、精算払いにより支払う。

### 4 委託期間

#### (1) 構築

契約締結日から令和7年3月31日まで（債務負担行為）

#### (2) 保守（別途契約）

発注者及び受注者間の協議による（長期継続契約：5年間）

### 5 参加資格要件

この企画提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和5年宮崎県告示第638号に規定する資格を有する者であること。
- (2) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、県から入札参加資格停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75

号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (5) 宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 18 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条例第 4 号に規定する暴力団関係者でない者であること。
- (6) 電子カルテシステムの自社パッケージソフトを有し、かつ、平成 30 年 4 月以降に一般病床 400 床以上の国、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、都道府県若しくは市町村が設置する病院又は公的病院（医療法第 31 条に規定する厚生労働大臣が定める者の開設する病院）の電子カルテシステムを含む病院情報システムの構築又は更新業務を 1 以上受託し、履行した実績を有すること。

## 6 競争入札の参加資格要件を得るための申請方法

上記 5(1)に掲げる資格を有しない者で、企画提案競技への参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

受付窓口	1 持参による受付 宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号 県庁 1 号館 1 階 物品管理調達課 物品調達担当 2 郵便による受付 〒880-8501 宮崎県会計管理局 物品管理調達課 物品調達担当
受付時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
問い合わせ先	会計管理局物品管理調達課物品調達担当 TEL：0985-26-7208 FAX：0985-26-7537 E-mail：buppinkanri@pref.miyazaki.lg.jp
申請書様式等	宮崎県ホームページからダウンロード トップ>県政情報>各種申請・手続き>申請書ダウンロード>組織別一覧> 【物品管理調達課】申請書等一覧>随時受付競争入札参加資格審査申請書（物品等）（令和 5 年 10 月 2 日から） <a href="https://www.pref.miyazaki.lg.jp/buppinkanri/kense/shinse-todokede/20230830135544.html">https://www.pref.miyazaki.lg.jp/buppinkanri/kense/shinse-todokede/20230830135544.html</a>

## 7 企画提案競技実施の公示方法

県公報及び宮崎県ホームページにより公示

## 8 スケジュール

	手続	日程・期日
1	公告	令和5年10月16日
2	実施要領等の交付	令和5年11月13日午後5時まで
3	質問の受付期限	令和5年11月13日午後5時まで
4	企画提案競技参加申込書の提出期限	令和5年11月13日午後5時まで
5	企画提案書の提出期限	令和5年12月1日午後5時まで
6	プレゼンテーション	令和5年12月13日(予定)
7	審査結果の通知	令和5年12月18日頃

## 9 契約に関する事務を担当する部局（以下「事務局」という。）

住 所：〒880-8501 宮崎市橘通東1丁目9番18号  
担 当：宮崎県病院局経営管理課システム・施設担当  
連絡先：TEL 0985-26-7629  
FAX 0985-26-7341  
E-mail keieikanri-hp@pref.miyazaki.lg.jp

## 10 実施要領、応募様式集等の交付

交付場所	原則、宮崎県ホームページから入手することとするが、事務局で直接交付も行う。
交付期間	令和5年10月16日から令和5年11月13日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
仕様書の交付	仕様書は、「情報セキュリティ保全に係る誓約書(様式3)」を参加希望者が提出することにより、電子メールで交付する。

## 11 企画提案競技について

### (1) 企画提案競技に関する質問

本企画提案競技について質問がある場合は、次のとおり提出すること。

受付期間	令和5年10月16日から令和5年11月13日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
提出方法	「質問書(様式2)」を電子メールで提出すること。
提出先	事務局
回答方法	質問への回答は、原則として質問受付日から3日以内(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に質問者へ電子メールで回答する。なお、質問の内容が仕様書に関する重要な事項の場合は、宮崎県病院局ホームページに回答を掲載することがある。

(2) 参加申込

- ① 本企画提案競技に参加を希望する者は、次のとおり参加申込書等を提出すること。なお、様式に指定のないものは任意の様式とする。

提出期限	令和5年11月13日午後5時まで
提出方法	持参又は送付 (送付の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。なお、送付の場合であっても上記の日時必着とする。以下同じ。)
提出先	事務局
辞退	参加申込書の提出後に辞退する場合は、「辞退届(様式6)」を持参又は送付により提出すること。

- ② 提出書類は次のとおりとする。

様式	名称	紙部数	データ部数
様式 1-1	参加申込書兼参加資格審査申請書	原本1部	—
様式 1-2	提案者概要	どちらかの媒体で1部	
任意	会社概要を紹介したパンフレット (既存のもので可)	9部	—
様式 1-3	同種業務受託実績一覧	どちらかの媒体で1部	
任意	契約書の写し	(様式 1-3)に記載した案件ごとに、 どちらかの媒体で各1部	
任意	契約履行を証明する書類(検収書等)	(様式 1-3)に記載した案件ごとに、 どちらかの媒体で各1部	
様式 1-4	誓約書	原本1部	—
様式 1-5	委任状	原本1部	—

- ③ 提出書類の作成時は、次の点に留意すること。

- ◇ 電子データでの提出を行う場合は、CD/DVD-R 又は電子メールで提出すること。  
USBメモリでの提出は受け付けない。
- ◇ 「契約履行を証明する書類」については、検収書などの発注者(担当者等)が契約履行を確認しているものの写し又は、発注者が支払いに応じたことがわかるものであること。  
これ以外の書類であっても受け付けるが、契約の履行が確認できない場合は追加で資料の提出を求める場合がある。
- ◇ 「委任状(様式 1-5)」は、支店長等代理権を有しないものが申請する場合のみ提出すること。
- ◇ 書類に押印の際は印鑑証明書の印を使用すること。

(3) 参加資格の確認

上記 5(1)の資格及び 11(2)で提出された書類について、事務局が参加資格の確認を行う。  
結果については、令和 5 年 11 月 20 日までに参加希望者に通知する。

(4) 企画提案書の提出

- ① 上記 11(3)により参加資格を有すると認められた者（以下「提案者」という。）は、次のとおり企画提案書を提出すること。

提出期限	令和 5 年 12 月 1 日午後 5 時まで
提出方法	持参又は送付
提出先	事務局
辞退	参加申込書の提出後に辞退する場合は、「辞退届（様式 6）」を持参又は送付により提出すること。また、企画提案書が提出期限までに提出されなかった場合は、辞退届が提出されたものとみなす。

- ② 企画提案書は、次の i～vi に示す提出書類をまとめたものとする。

No	様式	名称	紙部数	データ部数
i	仕様書の回答欄	仕様書回答	9 部	Excel 形式で 1 部
ii	任意	提案書	9 部	1 部
iii	任意	システム構成図	9 部	1 部
iv	様式 4	提案システム一覧	9 部	1 部
v	様式 5	価格評価用見積書	原本 1 部	—
vi	様式 5 別紙	見積内訳書	9 部	Excel 形式で 1 部

- ③ 提出書類の作成時は、次の点に留意すること。

- ◇ 電子データの提出は、CD/DVD-R 又は電子メールで提出すること。USB メモリでの提出は受け付けない。
- ◇ データでの提出を求める書類について、形式に指定のないものは、任意の形式で構わない。
- ◇ 書類に押印の際は、印鑑証明書の印を使用すること。

i 仕様書

- ◇ 仕様書（Excel 形式）は要件に対する回答欄を設けている。11(6)に示すとおり回答を行うこと。
- ◇ Excel 形式での提出を必須とする。

ii 提案書

- ◇ 提案書の冒頭 1 ページ目には、本県への提案におけるコンセプト（目的、自社の強み等）を記載すること。次いで、受託候補者決定基準の別表に示す提案依頼事項に沿って提案すること。なお、提案書の構成は任意とし、1 項目に対して 1 ページとする必要はない。
- ◇ 提出する企画案は、1 案のみとする。

- ◇ 書式は原則 A4 判とし、100 ページ以内とすること。なお、表紙及び目次はページ数に含まないものとし、それ以外をページ数に含むものとする。
- ◇ 後述のプレゼンテーションで使用する電子データを、A4 判で印刷して提案書としても構わない。
- ◇ 印刷方向は指定しない。
- ◇ 図面や画面イメージ資料等 A4 版では著しく視認性の劣る資料については、A3 判を折り曲げてよいものとする。
- ◇ 仕様書に記載されていない独自の提案を行う場合は、その内容が分かるようにタイトル等を工夫すること。
- ◇ 日本語で表記すること。
- ◇ 通し番号を振り、目次を付けること。
- ◇ 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本提案に関して、本県ならびに県立 3 病院へ提案内容を共有するといった場合に企画提案書を複製する可能性がある。
- ◇ 企画提案書の記載に際し、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

### iii システム構成図

- ◇ 病院情報システムの構成図を県立 3 病院それぞれで作成すること。構成は、提案者が想定する業務完了後の状態とし、様式は任意とする。

### iv 提案システム一覧

- ◇ 提案するシステムの製品名及びメーカーを記載した一覧を「(様式 4) 提案システム一覧」を用いて作成すること。行の追加、幅の変更は自由に行って構わない。

### v 価格評価用見積書

- ◇ 本調達に必要な費用及び 7 年間の保守費用を、「(様式 5) 価格評価用見積書」により作成すること。この金額を用いて価格点を算出する。(点数の算定方法については、11(6)のとおり。)

### vi 見積内訳書

- ◇ 初期導入費用、保守費用を「(様式 5 別紙)見積内訳書」により作成すること。なお、加点項目の採点は、本内訳書に記載するシステムごとの費用により算出する。(点数の算定方法については、11(6)のとおり。)
- ◇ Excel 形式での提出を必須とする。

## (5) プレゼンテーションの実施

- ① プレゼンテーションは次のとおり実施する。

実施日	令和 5 年 12 月 13 日 (予定)
会場	提案者に対して、別途通知する。
提案時間	実施時間は 1 者につき「説明 50 分」「質疑 20 分」の計 70 分以内とする。
発表順	プレゼンテーションの順序は、事務局でくじ引きを行い決定する。なお、参加者ごとの開始時間については、別途通知する。

説明者	会場への入場者は原則3名以内とし、主たる説明者は当該業務の責任者とすること。なお、会場への入場者が3名以上必要である場合は事前に事務局へ連絡すること。必要性を確認の上、追加での入場を認める場合がある。
-----	------------------------------------------------------------------------------------------------------

② プレゼンテーションにおける注意事項

- ◇ プレゼンテーションで説明を行う内容は、「企画提案書 ii 提案書」の内容のみを用いて行い、追加資料の配布や、追加情報の使用は認めない。
- ◇ プレゼンテーションで使用するデータは、提案書の内容と相違ない場合に限りレイアウトが提案書と異なってもよい。この場合において、プレゼンテーションが100ページを超えても差し支えない。（過度にページ数が増加している場合、提案者に確認の上、是正を求めることがあるため注意すること。）
- ◇ プレゼンテーションの実施に必要な備品等は提案者で用意すること。ただし、プロジェクター、スクリーン及びコンセント（2～3口程度）については、事務局の用意した機器を利用して差し支えない。
- ◇ プレゼンテーションはWeb形式に変更する場合がある。

(6) 審査項目

「県立3病院電子カルテシステム等更新業務委託企画提案競技受託候補者決定基準」のとおりに評価を行う。

(7) 選定方法

複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた提案をした1者を受託候補者として選定する。

参加者が1者の場合、委員の合計点数が最低基準点である360点（提案項目点600点×6割）以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。

(8) 審査結果の通知

受託候補者の決定後、概ね5日後（土曜日及び日曜日を除く。）までに採択、不採択にかかわらず書面により通知する。

(9) 企画提案の無効

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- ① 企画提案競技に参加する資格のない者が提案したとき。
- ② 所定の日時及び場所に企画提案書を提出しないとき。
- ③ 同一者が2件以上の企画提案をしたとき。
- ④ 企画提案に関して不正の行為があったとき。
- ⑤ 見積書の金額、氏名、印影又は重要な文字の誤脱した又は不明な提案をしたとき。
- ⑥ ①から⑤までに掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき。

## 12 契約の締結等

- (1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴収し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。
- (2) 受託候補者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。
- (3) 契約結果については、県公報及び宮崎県ホームページにて公表する。
- (4) 契約保証金については、病院局財務規程（平成 18 年 3 月 31 日病院局企業管理規程第 15 号）第 81 条の規定による。

## 13 企画提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 14 その他

- (1) この企画提案競技による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 企画提案に係る一切の経費は、参加者の負担とする。
- (5) 著作権法等の法令を遵守することとし、提案書の記載が法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- (6) 必要があれば、提案書、見積書以外の資料提示を求める場合がある。
- (7) 選定結果の異議申立ては認めない。